

○契約事務審査会審議事項チェックリスト

区分	確認事項	具体例(参考：契約事務調査での指摘事項等)	事業課 チェック	審査会担当 チェック	
				担当者	管理監督者
1 専決契約の確認	契約規則で定める専決契約の範囲内であるか 意図的な分離分割発注になっていないか 予定価格の設定方法は適切か（入札の場合は、事業課のみがチェック）	・予定価格の積算方法や発注方法の選択によって、恣意的に専決契約の範囲内にしていないか ・議決を要する案件（予定価格が6億円を超える工事又は製造の請負契約、予定価格が7千万円以上の動産の買入れ）の場合、所要の手続きが漏れることのないよう進捗管理を行っているか ・年間発注計画などを踏まえて、適切な発注単位になっているか ・専決金額の上限に近い案件が複数発注されていないか ・複数年にわたる契約の場合、契約方法や契約種別に応じて、年額や総額により適切に判断されているか ・下見積もり結果や過去の契約実績をそのまま採用していないか（入札の場合は、事業課のみチェック）			
2 契約内容に関する確認	契約の必要性及び契約方法等は適切か	・契約規則や自所属で定めるルール等に則って契約方法（入札、随意契約 など）が選択されているか ・事業目的・性質を踏まえて、適切に契約種別（買入又は修繕、業務委託又は派遣 など）を選定しているか ・業務の特性や必要性等を勘案して適切な契約の種類（概算契約、長期継続契約 など）や契約期間を選択しているか ・使用する標準契約書は契約種別・種類を踏まえて適切なものが選択されているか			
	競争参加資格は適正か（競争入札の場合）	・競争参加資格について資格の設定が過剰または不要な条件を設定していないか（競争性が阻害されていないか） ・競争参加資格の確認方法は明確か ・類似案件の入札結果等により、市場が確保されていることが確認できるか（十分な参加者数が見込めるか）			
	指名基準は適正か（指名競争入札の場合）	・契約内容を確認し、指名する業者や選定理由が適切か（著しい偏りがないか、指名基準を策定するなど）			
	随意契約の契約相手方の選定理由は適切か	・随意契約ガイドラインを参考に、随意契約理由が十分に説明されているか ・随意契約理由や契約相手方の選定理由を客観的に証明する根拠が添付されているか ・過去に特定随意契約した実績がある場合に、新たに他者が履行できる余地が生じていないか確認を行っているか（業者選定に恣意性がないか根拠資料等で確認） ・緊急随意契約による場合、単なる事務の遅れが理由となっていないか ・緊急随意契約による場合、履行可能な事業者が複数ある場合は比較見積を実施することとなっているか			
	見積徴収業者等の選定方法が恣意的なものになっていないか（比較見積の場合）	・業者の選定理由には客観的な根拠があり、公平性が確保されているか ・業者の選定結果に所属として偏りが生じていないか			
	公募型プロポーザル方式又は総合評価落札方式を採用する必要性や事務手続き等は適切か	大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン参照 大阪市業務委託総合評価落札方式運用ガイドライン参照			
	仕様書等は適切に作成されているか	・曖昧もしくは特定製品に偏った仕様になっていないか ・過度または不要な要件を設定していないか ・契約から履行開始までに適切な準備期間が設けられ、十分な履行期間が設定されているか			
	（標準契約書を使用しない場合）使用する契約書が適正か	・リーガルチェック等の意見を適切に反映するなど、契約上の諸権利が適切に保護されているか（特約条項等を設定する場合も含む） ・総務局の法的リスク審査は適切に実施されているか			
	（電子入札システム導入所属において）電子入札システムの利用が困難とする理由等は適切か	・電子入札できない客観的な理由が整理されているか ・電子入札によらない場合の案件の周知方法や入札手続きに問題はないか			
3 所属の契約全般にかかるルールの確認	入札・契約事務の規定は適切に整備されているか	・公募型比較見積の事務手続きを定めた要綱を作成し、周知しているか（特定に業者に有利にならないようにする） ・整備した（する）要綱や所属のルールは客観的な根拠があり、公平性等が確保されているか ・本市の制度改正等を踏まえて適切な見直しが図られているか			
	包括審議のルールは適切か	・少なくとも年に一回、包括審議の対象契約について契約方法、業者選定方法及びその理由について精査し審議を行っているか ・前年度の審議内容をそのまま踏襲していないか ・新たに他者が履行できる余地が生じていないか検討を行っているか ・包括審議の対象範囲について、規定により限定的に定めているか（「等」や「など」の多用によって曖昧になっていないか） ・比較見積の運用ルールを定める場合、業者の選定方法に恣意性がないか			
	契約事務手続きの検証及び改善策の検討は適切に実施されているか	・「入札契約情報等の公表に関する要綱」に定めたとおり、適切な時期に公表が行われているか検証をしているか ・特定少額契約が適切に運用されているか検証を行っているか（不適正な分割発注等が増加していないか） ・適正な検査事務手続きを行うための取組みが適切に実施されているか検証しているか			
4 審査会の開催運営	適切な組織構成で審議できているか	・要綱に定める開催要件を満たしているか ・出席する職員が少人数や審議案件の関係者のみといった状況で開催されないか			
	開催方法、開催時期等は適切か	・発注スケジュール等を踏まえて、適切な時期に審議できているか ・書面審議とする場合、緊急やむを得ない必要があるか ・書面審議とする場合でも、必要な議論ができるような工夫を行っているか ・審議件数に見合った審議時間が確保されているか			
	審議資料は適切か	・契約の必要性、契約の方法及び競争参加資格の設定に関することなど、仕様書等の確認できる審議資料が揃っているか（口頭だけの説明にならないようにする） ・比較見積の運用ルールにおいて、所属で作成したリストを用いる場合、リストも審議資料としている			

1 審議する契約に応じて確認内容等は適宜追加してください。

2 議決を要する案件については、契約事務審査会審議後も所要の手続きが漏れることのないよう引き続き管理してください。

3 新規事業や新たな契約方法の審議を要する場合は、関係所属で規程する取扱い等を参考にし、契約方法等において不明な点があれば契約管財局へ相談してください。

4 総合評価落札方式による業務委託契約案件が想定される場合は、「2」に追加してください。

5 審査会終了後は、審議結果に影響のある委員の主な発言内容等を適切に記録してください。